



2021年11月30日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笠原 弘和
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部 総務課長 佐々木 誠志
(電話：03-5781-2522)

第11期(2021年8月期)有価証券報告書の 提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2021年11月30日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第11期(2021年8月期)有価証券報告書
2. 延長前の提出期限
2021年11月30日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2022年2月18日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2021年11月10日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、外部から2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの指摘を受け、特別調査委員会を設置いたしました。

特別調査委員会は現在も鋭意調査を進めておりますが、その調査には会計資料の精査及び棚卸資産についての会計処理システムの把握、関係者のヒアリング並びにデジタルフォレンジック等他、会計処理の再検証等多数の作業期間が必要となります。

これらの特別調査委員会での調査を完了し、特別調査委員会から最終の報告を受けるまでに相当な期間を必要とすることに加え、同報告を受けた後、当社において適正な決算数値の確定を行う必要がありますが、過年度監査につきましては、2018年8月期及び2019年8月期の過年度法定監査を実施した監査法人大手門会計事務所が解散し、清算中であるという極めて特殊な事情から

、新たに別の監査法人に委嘱する必要がある、委嘱を受けた監査法人においては、訂正箇所のみではなく、2017年8月期から2019年8月期の各期の財務諸表等の全体について監査を行う必要があります。さらに特別調査委員会の調査結果を踏まえたうえで、訂正原因となった会計処理の行われた取引及びその周辺範囲について不正リスクに対応した詳細な監査手続が実施されることが想定されるため、当社から委嘱を受けた監査法人による係る監査には相当の時間を要します。

また、現任会計監査人である赤坂有限責任監査法人においては、特別調査委員会の調査結果及び上記過年度の訂正に累積的な影響を踏まえたうえで、2020年8月期の財務諸表等及び第11期（2021年8月期）有価証券報告書に含まれる財務諸表等への影響を検討する必要があります。かつ、調査結果で判明した原因等を踏まえて、不正リスクを含む虚偽表示リスクを再検討したうえですでに実施した監査手続きについて範囲等が十分であったか否かの検討を行い、追加の監査手続を実施する必要が生じることが想定されます。

今後の調査、調査結果を踏まえた過年度への影響額の算定、過年度決算の訂正作業、訂正監査に要する一定の時間を考慮すると、金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに有価証券報告書を提出できない見込みとなったことから、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限延長についての申請を行うものであります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、関係者各位には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上